

個人情報保護に関する条例施行規程の一部改正の概要

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が改正されたことにより、個人情報保護に関する法律施行令が令和6年12月2日に施行されるため。

2 主な改正内容

- (1) 第10条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削除する。
- (2) 様式第1号、様式第13号及び様式第19号の請求者本人確認書類のうち「健康保険被保険者証」、「住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」及び「特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書」を削除する。

3 施行日

令和6年12月2日からとする。